

当座勘定規定 新旧対照表

新	旧	備考	差異
1.（当座勘定への受入れ）	1.（当座勘定への受入れ）		
(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。	(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、 <u>普通為替証書、配当金領収証</u> その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。		<u>削除</u>
			（省略）

附 則
（実施日）

この規定は、令和8年10月1日から実施する。